

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	領収済通知書・歳入金収納票・収納合計報告表等の歳入金データより「国民健康保険料システム」向け収納データを作成する電算処理業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	金融機関等窓口で納付書により納められた保険料に関する歳入金データから国民健康保険料システム向けの収納データを作成する業務
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	月額基本手数料 1 ヶ月 20,666 円（税抜） データ作成費 1 件 6 円（税抜）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜町 1 番 3 8 号 〔名 称〕 株式会社 滋賀銀行
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は本市の指定金融機関であり、全国の金融機関等窓口で取り扱われた領収済通知書の集約を行っている。当該業務は、この集約されたデータから国民健康保険料システム向けの収納データを作成するものであることから、当該業者に委託することで他業者に委託するよりも迅速かつ安価に業務を行うことができるため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。